



過失なき医療事故の示談

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市 尚子

Q 患者Aの両側慢性副鼻腔炎および鼻茸の治療のため、当病院耳鼻科のB医師が手術（鼻内上顎洞・篩骨洞開放術）を実施したところ、手術中に突然、くも膜下出血を発症しました。B医師は、ただちに手術を中止し、すみやかにC脳外科病院に転送しましたが、患者Aは数日後に死亡しました。そこで、当院では、本件手術とくも膜下出血との因果関係およびくも膜下出血の責任病巣を明らかにするため、遺族の承諾を得て病理解剖を実施したところ、「硬膜内で内頸動脈血管壁の解離、破綻が認められるが、その位置は本件手術操作の範囲外である」ことが判明しました。しかし、遺族は納得せず、「たとえ、手術操作による直接的損傷ではないとしても、本件手術の影響によって内頸動脈損傷が発生したのだから、損害賠償を支払え」と主張しています。

そこで、当院では、保険会社に医療事故報告書を提出したところ、医師無責と判定され、保険金が支払われないことになりました。

しかし、当院としては、訴訟になって病院の評判に傷がついたり、B医師が裁判所に呼び出されたりするのは困りますし、患者や遺族も気の毒ですので、訴訟は避けたいと思います。何とか当院がある程度の金銭的負担をしてでも、遺族と円満に示談をしたいのですが、どうすれば良いでしょうか。

A 示談は、過失を前提として行うのが、原則です。しかし、過失なき医療事故の場合でも、病院が示談金を自己負担する覚悟があるのなら、示談も不可能ではありません。現に、多くの病院では、軽微な医療事故の場合には、過失の有無にかかわらず、病院の自己負担で少額の見舞金を支払って示談解決しています。

しかし、死亡事故の場合は、見舞金といっても少額ではすみません。また、過失なき医療事故の示談交渉は、「医師無責」を前提として行う必要があり、その点があいまいなまま示談交渉を開始すると、遺族に過失を認めたものと誤解され、逆に訴訟を招く恐れがあります。

従って、過失なき医療事故の示談は、経験豊富な弁護士を立てて、慎重に交渉を進めることをお勧めします。



医師：手術中にくも膜下出血が発生し患者が死亡した場合、遺族は、手術のせいでも膜下出血が発生したと思うでしょうね。

弁護士：はい。ですから、病院が病理解剖を実施したのは、大変賢明でした。

医師：病理解剖では、内頸動脈血管壁の解離、破綻の場所が、手術操作の範囲外だという結論でしたが、もし、手術操作の範囲内で動脈を損傷したという結論だった場合には、過失が濃厚になりますね。

弁護士：そうです。その場合は、過失を前提として示談交渉をすることになりますから、当然、保険会社に報告し保険金を利用しての解決になります。

医師：本件では、くも膜下出血が手術操作の及ばないところで発生していることが明白になりましたが、それでも遺族が納得せず、訴訟を起こしてきた場合には、裁判所はどのような判決をするでしょうか。

弁護士：実は、本件と類似した事件が道内で発生し、遺族が病院を提訴した事件がありました。私が被告病院を弁護したところ、裁判所は、病理解剖報告書を詳しく検討したうえで、被告病院全面勝訴の判決を言渡しています。(参考裁判例参照)

医師：この判決文では「くも膜下出血が医師の手術操作によって発生した」という遺族の主張は、解剖結果に基づいて否定されていますが、他方、くも膜下出血と本件手術との因果関係は否定されていないように読めます。

弁護士：その通りです。判決では「Aの内頸動脈に基礎的病変があって血管が脆弱化していたところへ、術中の血圧変動、麻酔の影響、・・・などの要素により、血管の解離・破綻を来した可能性が考えられる」と述べており、手術との因果関係は否定していません。しかし、本件手術がくも膜下出血の原因となった可能性があることのみでは、医師の過失責任を問うことはできないと判断しています。

医師：手術がくも膜下出血の誘引になったとすると、患者が気の毒な気がしますね。

弁護士：ですから、本件で病院が見舞金方式による示談解決を考えておられることは、賢明な選択とも

言えます。参考裁判例の裁判では、医療事故発生から地裁の判決まで3年もかかっています。その間、法廷では、術者のB医師と病理解剖を行ったD医師の証人尋問と遺族代表の原告本人尋問が行われました。これによる医師と遺族の多大な精神的負担や裁判費用を考えると、これを避けるために見舞金方式の示談をすることは、双方にとって、十分メリットがあることと思われます。

参考裁判例

札幌地裁平成13年2月26日判決(判例時報1759号113頁) 請求棄却(確定)

参考文献

最新医事紛争Q&A第6回「医事紛争の初期対応」
(平成25年10月1日北海道医報第1141号32・33頁)

新年おめでとうございます

平成25年5月号から始まった最新医事紛争Q&Aの連載も、お陰様で、今回で第20回となりました。

この連載は、医療訴訟に取り組んで50年近い実務経験を有する弁護士黒木と法医学研究者の経歴を有する弁護士武市との共同作業で継続されています。大変有難いことに、多くの道医師会会員の先生方からご好評やご質問を頂いておりますので、私共は、これを励みに、毎回新しいテーマに取り組んでおります。

今後予定しているテーマとしては、①医療事故調査制度②セカンドオピニオン③転医勧告義務④治療費の未払⑤医師免許の停止・取消⑥医療従事者の労災⑦患者家族の医療契約上の地位⑧開業医の引退準備⑨出生前診断⑩クレーム対策などを考えております。

この連載は、読者からのご質問にお答えする形式ですので、今年も積極にご質問をお送り頂きますようお願い申し上げます。

2015年元旦

弁護士 黒木俊郎
弁護士 武市尚子